

大阪府の子ども医療費助成と福祉医療費助成の拡充を求める意見書

深刻な少子化の中、次代を担う子どもたちを安心して産み育てることができる環境づくりを推進することは、社会全体の願いである。子育てにかかる経済的な負担は大きく、とりわけ子どもの医療費は重い負担となっている。親の経済状況で、制度の対象年齢を過ぎると受診控えがふえ、その結果、病気の早期発見・早期治療に結びつかず、子どもの成長に大きな影響を与えるなどの実情も報告されている。どこに生まれ、どこに住んでも、子どもは等しく大切に育てられるべきである。

また、子どもや高齢者、障害者などに対する福祉医療制度は、府民の強い要望もあり、自治体独自事業として実施しているが、国は独自助成制度に伴う医療費波及増分には、国民健康保険の国庫負担を減額するペナルティーを科している。一方、大阪府議会においては、平成26年3月、重度障害者の医療費助成制度について、精神障害者への適用を求める請願が全会一致で採択された。

よって、本市議会は、大阪府に対し、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 乳幼児医療費助成制度の対象年齢を拡充すること。
2. 精神障害者への重度障害者医療費助成制度の適用を図ること。実施に当たっては、一部負担金引き上げ等を行わないこと。
3. 福祉医療費助成制度に対する国庫負担金削減措置の廃止を国に対し、強く働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年9月23日

大 阪 府 茨 木 市 議 会